


年金

海外の年金制度


海外の年金制度

各国の年金制度の概要や動向を紹介します。


年金制度の国際比較（日本・アメリカ・英国・ドイツ・フランス・スウェーデン）


[PDF 年金制度の国際比較（日本・アメリカ・英国・ドイツ・フランス・スウェーデン） \[PDF形式：268KB\]](#) 


ドイツ


[PDF ドイツの年金制度概要 \[PDF形式：228KB\]](#) 

関係機関へのリンク（ドイツ語）


[Bundesministerium für Arbeit und Soziales（連邦労働社会省）](#) 

[Deutschen Rentenversicherung Bund（ドイツ年金保険者連合）](#) 


[Deutschen Rentenversicherung Braunschweig-Hannover（ドイツ年金保険者ブラウンシュヴァイク・ハノーファー）](#) 


[Deutsche Verbindungsstelle Krankenversicherung Ausland（外国疾病金庫ドイツ連絡機関）](#) 

英国


[PDF 英国の年金制度概要 \[PDF形式：185KB\]](#) 

関係機関へのリンク（英語）

[Department for Work and Pensions（雇用年金省）](#) 

[HM Revenue & Customs（歳入・関税庁）](#) 

アメリカ


[PDF アメリカの年金制度概要 \[PDF形式: 198KB\]](#) 

関係機関へのリンク (英語)

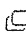
[Social Security Administration \(社会保障庁\)](#) 


[Internal Revenue Service \(内国歳入庁\)](#) 


フランス

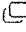
[PDF フランスの年金制度概要 \[PDF形式: 216KB\]](#) 

関係機関へのリンク (フランス語)

[Ministère des Affaires sociales et de la Santé \(社会問題・保健省\)](#) 

[Agence Centrale des Organismes de Sécurité Sociale \(社会保障機関中央資金管理事務所\)](#)



[Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse \(全国老齢保険金庫\)](#) 

[Centre des Liaisons Européennes et Internationales de Sécurité Sociale \(欧州・国際社会保障連絡センター\)](#) 

スウェーデン

[PDF スウェーデンの年金制度概要 \[PDF形式: 369KB\]](#) 

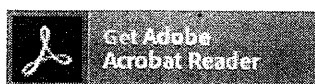
関係機関へのリンク (スウェーデン語)

[Försäkringskassan \(社会保険庁\)](#) 

[Pensionsmyndigheten \(年金庁\)](#) 

各国の年金財政見通し

[各国の年金財政見通し](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

年金制度の国際比較

(2019年3月作成)

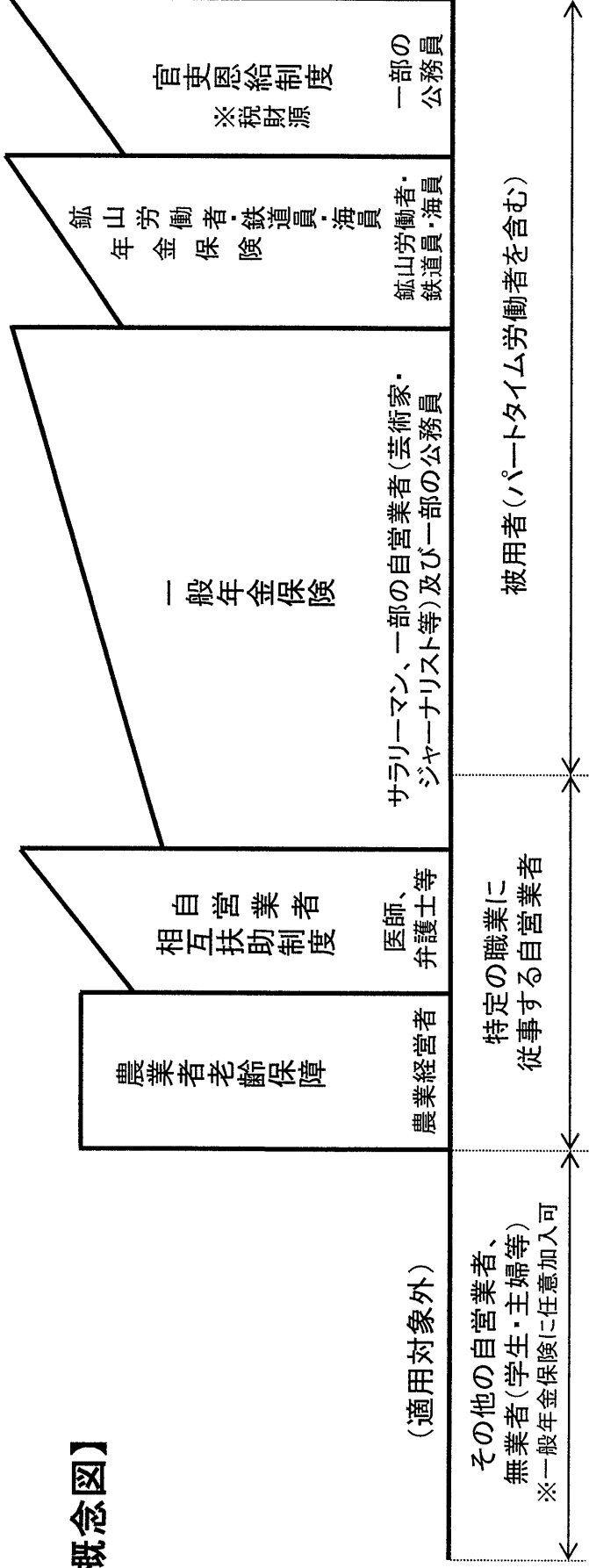
	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系						
被保険者	全居住者	被用者及び自営業者	一定以上の所得のある者	サラリーマン、一部の自営業者 (芸術家、ジャーナリスト等) 及び一部の公務員	商業被用者等	一定以上の所得のある者
保険料率 ^(※) (日本は2018年末) (※) 被用者年金制度における保険料率	【2019.4.1時点】 厚生年金保険：18.3% (労使折半) 国民年金：月額16,410円 (定額)	12.4% (労使折半)	本人：12.0% 事業主：13.8% ※ 保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収	18.6% (労使折半)	本人：7.30% 事業主：10.45%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ 老齢年金の保険料、遺族・障害年金の保険料は、事業主のみ負担
支給開始年齢 (日本は2018年末)	【2019.4.1時点】 厚生年金保険：男性：62歳、女性：61歳 ※ 男性は2025年度までに、女性性は2030年度までに65歳に引上げ予定 国民年金(基礎年金)：65歳	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ予定	65歳 ※ 2046年までに68歳に引上げ予定	65歳7か月 ※ 2029年までに67歳に引上げ予定	62歳 (繰り出し期間を満了する場合) 66歳 (繰り出し期間を満了しない場合) ※ 2022年までに67歳に引上げ予定	— ※ 61歳以降に受給開始時期を選択 (保証年金の支給開始年齢は65歳)
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)	10年	5年	なし	なし (保証年金は3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住が必要)
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (プレミアム年金は積立方式)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	原則なし	原則なし	給付費 (鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険等に係る分を含む) の23.1% (2017年)	歳入の34.7% (2017年)	原則なし (保証年金は全部国庫負担)

注 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金に関する記載 (それぞれ制度体系の記載は除く)。

資料出所：各国政府の発表資料 ほか

ドイツの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立

<一般年金保険>

○ 被保険者

○ 保険料率(2018年末)

- … サラリーマン、一部の自営業者(芸術家・ジャーナリスト等)及び一部の公務員
- … 被用者: 18.6%(労: 9.3%、使: 9.3%)

※被用者の所得が月450ユーロ(約5.9万円)以下の場合、労: 3.6%(申請により加入義務免除)、使: 15%。
月450ユーロ超850ユーロ(約11.1万円)以下の場合、労: 所得に応じて軽減、使: 9.3%。

自営業者: 18.6%

○ 支給開始年齢(2018年末)

… 65歳7か月(2029年までに67歳に引上げ予定)

※63歳から繰上げ受給(35年以上の被保険者期間を有する場合等)、年齢上限なく繰下げ受給可能。

○ 最低加入期間

… 5年

○ 財政方式

… 賦課方式

○ 国庫負担(2017年)

… 給付費(農山労働者・鉄道員・海員年金保険等に係る分を含む)の23.1%

※換算レートは2018年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=130円)による。

【給付の構造】

＜一般年金保険＞

(老齢年金額の算定式) **個人報酬点数**(※1) × **年金種別係数**(※2) × **年金現在価値**(※3) (月額)

(※1)個人報酬点数: 個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を全被保険者期間を通じて合算した点数。

(※2)年金種別係数: 年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数のこと。老齢年金の場合は1.0。

(※3)年金現在価値: 全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を1年間拠出したときに受給できる老齢年金月額に相当する額(個人報酬点数1点当たりの単価)。

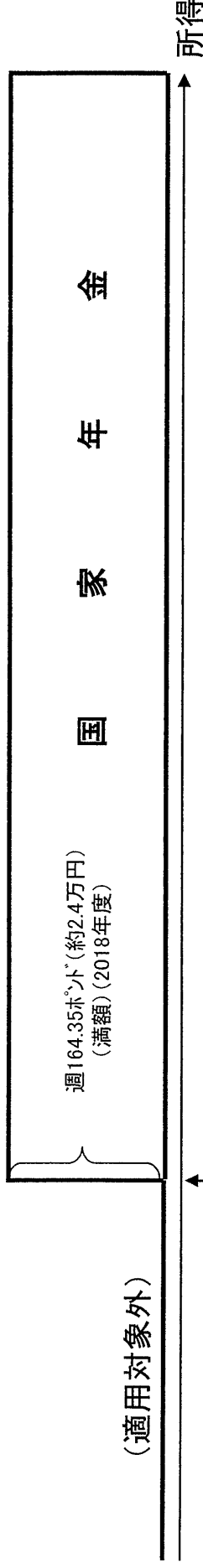
※年金現在価値は、所得の伸び率や保険料納付者数に対する年金受給者数の比率の変化(持続可能係数)等に応じて毎年スライドする。2018年7月時点で、旧西独地域は32.03ユーロ(約4,200円)、旧東独地域30.69ユーロ(約4,000円)。

【沿革】

1891年	労働者年金保険制度発足
1913年	職員年金保険制度発足
1957年	1957年年金改革 (年金額の賃金スライド制導入等)
1972年	1972年年金改革 ・ 自営業者及び専業主婦等に対する任意加入制度の導入 ・ 支給開始年齢の弾力化(35年以上の保険期間を有する場合、老齢年金を63歳から支給可能とする等) 等
1992年	1992年年金改革 (支給開始年齢を原則65歳にするとともに、特例により65歳以前で年金を受給開始する場合の減額率を設定 等)
2001年	2001年年金改革 (保険料率引上げへの上限設定と給付水準の引下げ等)
2004年	年金持続法制定 ・ 年金給付額の算定に用いる「持続可能係数」(年金受給者数と保険料納付者数の比率の変化を年金額に反映させる機能)の導入 ・ 給付水準確保条項の設置(所得代替率が2020年までに46%を、2030年までに43%を下回らないこととする) 等
2005年	一般年金制度発足(職員年金保険と労働者年金保険が統合)
2007年	年金保険支給開始年齢調整法制定 ・ 2029年までに支給開始年齢を65歳から67歳へ段階的に引上げ
2014年	・ 特別長期被保険者に対する老齢年金(45年以上保険料を納付した者は65歳から減額なしに老齢年金受給可能)の導入 等
2016年	2014年年金改革 (特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢を63歳に引下げ等)
2017年	フレキシブル年金法制定 (定年後も継続就業した場合、将来の年金額を増額等) 2017年年金改革 (東西ドイツで異なっている年金現在価値を2024年までに段階的に統一等)

英国の年金制度概要

【概念図】



国家年金の被保険者となる所得の下限額(2018年度)
 被用者 : 週116ポイント(約1.7万円)(年6,032ポイント(約88.7万円))
 自営業者 : 年6,205ポイント(約91.2万円)

【制度の概要】

被用者・自営業者を通じた定額の一階建て(社会保険方式)

- <老齢年金>
- 被保険者 (2018年末)
 - … 被用者 : 週116ポイント(約1.7万円)(年6,032ポイント(約88.7万円))以上の所得がある者
 - … 自営業者 : 年6,205ポイント(約91.2万円)以上の所得のある者
- 保険料率 (2018年末)
 - … 被用者 : 0% (週116ポイント(約1.7万円)～週162ポイント(約2.4万円)の部分)
 - … 25.8% (労 12.0%・使 13.8%) (週162ポイント超～週892ポイント(約13.1万円)の部分)
 - … 15.8% (労 2.0%・使 13.8%) (週892ポイント超の部分)
- 自営業者 : 週2.95ポイント(約430円)※定額 (所得が年6,205ポイント(約91.2万円)以上の者)
 - 9% (年8,424ポイント(約123.8万円)～年46,350ポイント(約681.3万円)の部分)
 - 2% (年46,350ポイント超の部分)

※保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収。

- 支給開始年齢 (2018年末)
 - … 65歳(2046年までに68歳に引上げ予定)
 - … ※繰下げ受給可能
- 最低加入期間
 - … 10年
- 財政方式
 - … 賦課方式
- 国庫負担
 - … 原則なし

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式)

国家年金(単身) $\text{週164.35ポンド(約2.4万円)} \times \text{保険料拠出期間} / 35\text{年}$ (2018年度)

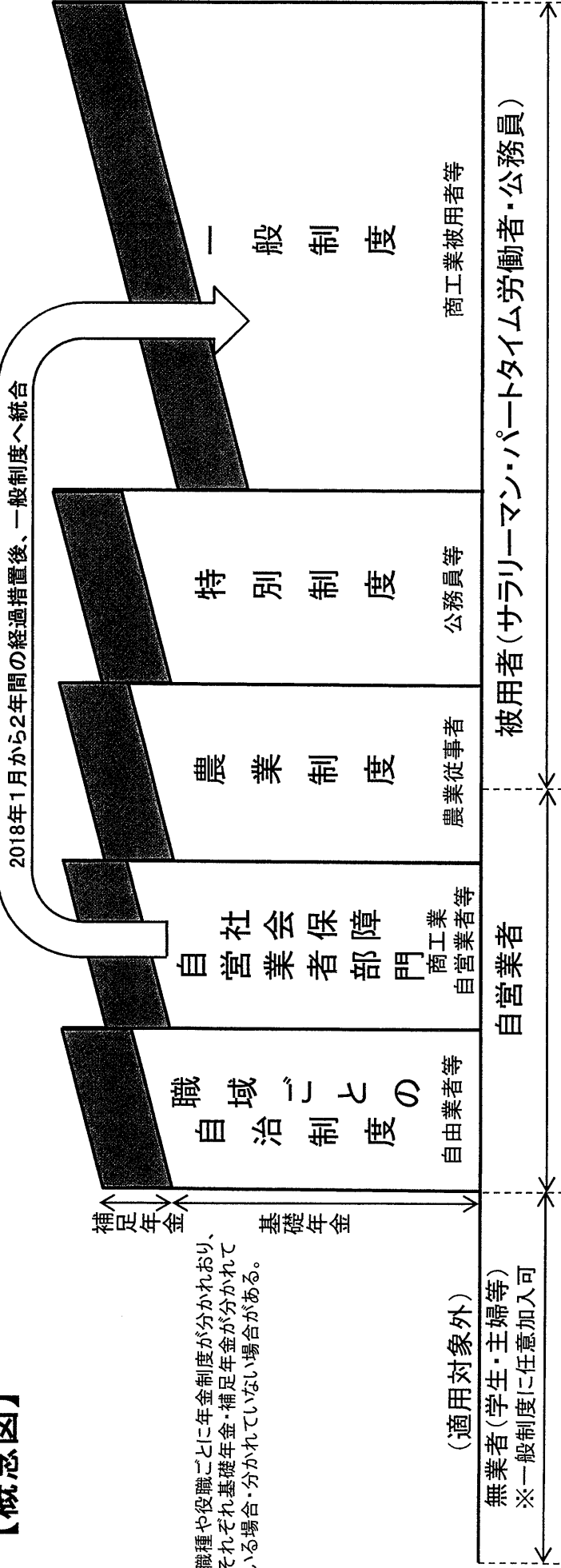
※満額受給に必要な保険料拠出期間は35年。それに満たない場合は、期間に応じて減額される。

【沿革】

1948年	国民保険(NI)制度発足
1978年	報酬比例年金制度(SERPS)発足、適用除外制度(報酬比例年金制度への加入免除)の導入
1986年	年金法成立(適用除外制度の要件緩和、報酬比例年金制度(SERPS)給付水準引下げ等)
1995年	年金法成立(女性の支給開始年齢を60歳→65歳に段階的に引上げ)
2002年	国家第二年金(S2P)の導入(報酬比例年金(SERPS)は廃止)
2007年	年金法成立(支給開始年齢の引上げ等)
2011年	年金法成立(支給開始年齢引上げの前倒し)
2014年	年金法成立(基礎年金と国家第二年金(S2P)に代わる定額・一層型年金制度の創設、支給開始年齢引上げの前倒し等)
2016年	定額・一層型年金制度の施行

フランスの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種や役職ごとに分立

- <一般制度>・・・商工業被用者等に対する基礎年金制度
 - 被保険者 …… 商工業被用者等
 - 保険料率(2018年末) …… 17.75%(労:7.30%、使:10.45%)
 労: 6.90%(月3,311ユーロ(約43.0万円)を超えない部分) + 0.40%(所得全額に対して)
 使: 8.55%(月3,311ユーロ(約43.0万円)を超えない部分) + 1.90%(所得全額に対して)
 - 支給開始年齢(2018年末) …… 満額拠出期間を満たす場合 : 62歳
 満額拠出期間を満たさない場合 : 66歳(2022年までに67歳に引上げ予定)
 ※満額拠出期間を満たさない場合も62歳から繰上げ受給可能
 - 最低加入期間 …… なし
 - 財政方式 …… 賦課方式
 - 国庫負担(2017年) …… 歳入の34.7%

【給付の構造】

＜一般制度＞

$$\text{（老齢年金額の算定式） 平均所得年額}^{(*)1} \times \text{給付率}^{(*)2} \times \text{拠出期間}^{(*)3} / \text{満額拠出期間}^{(*)4} \quad \text{（年額）}$$

- (※1) 過去の拠出期間の中で最も所得の高い25年間の平均所得
- (※2) 被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5%～50%(1953年以降生まれの場合。下限は生年により異なる)の範囲で決まる。満額拠出期間を満たすか、もしくは拠出期間にかかわらず給付率が最高となる年齢(66歳(2018年現在))から受給する場合に最高の50%となる。
- (※3) 年金額算定の根拠となる保険料記録(単位:四半期)は、年1,482ユーロ(約19.3万円)の所得ごとに1単位ずつ付与される(年間最大4単位)。
- (※4) 年金額を満額受給するのに必要な保険料拠出期間。2018年現在(1956年生まれ)は41.5年(166四半期)であるが、段階的に延長され、2035年(1973年生まれ)以降は43年(172四半期)必要となる。

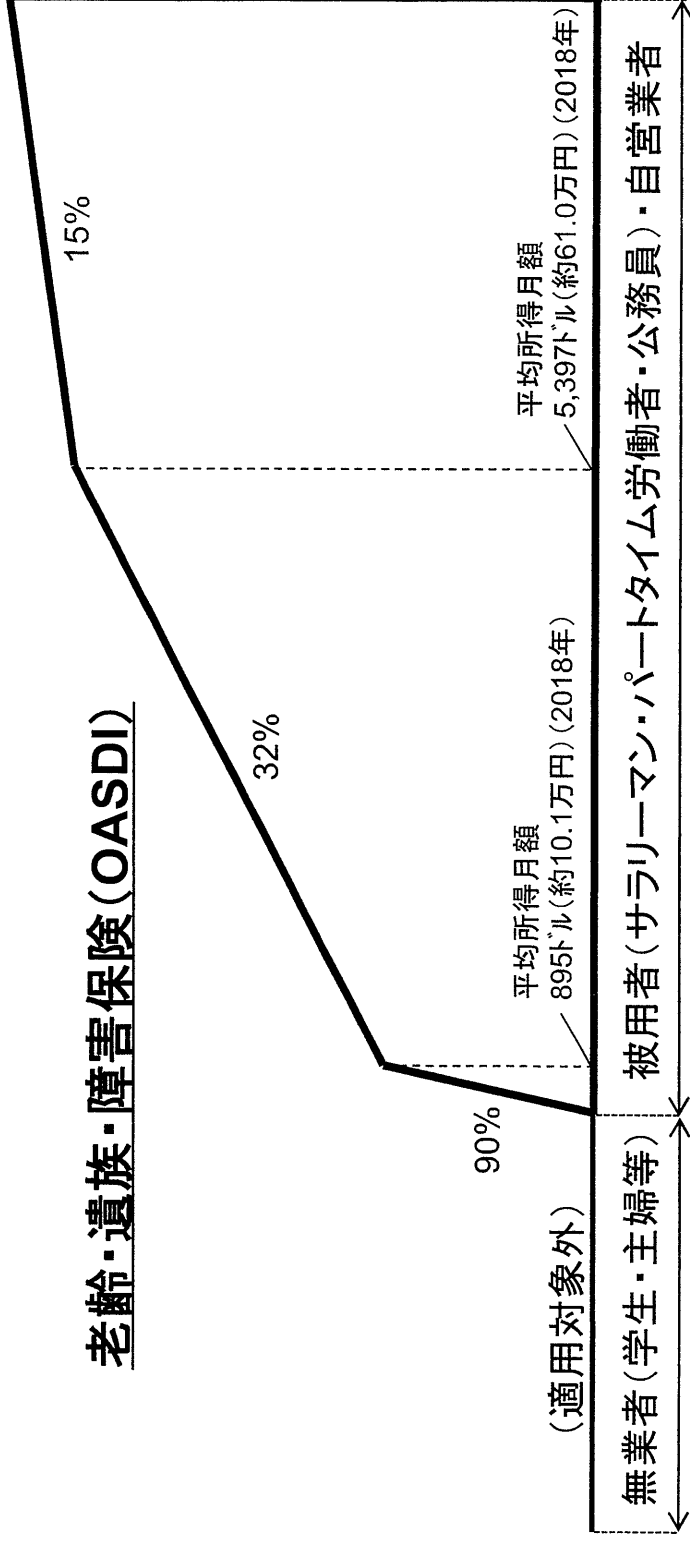
* その他、育児加算や介護加算がある。

【沿革】

1945年	一般制度発足
1949年	商工業自営業者、職人及び自由業等の自営業者年金制度の発足
1952年	農業経営者制度発足
1983年	支給開始年齢の引下げ(65歳→60歳)
1993年	1993年改革(満額拠出期間の延長(37.5年→40年)、平均所得年額の基準期間の延長(10年→25年)、年金額改定方式の変更(賃金スライド→物価スライド)等)
2003年	2003年改革(満額拠出期間の延長(40年→41年)等)
2010年	2010年改革(支給開始年齢の引上げ(60歳→62歳)、満額拠出期間の延長(41年→41.5年)、拠出期間にかかわらず給付率が最高となる支給開始年齢の引上げ(65歳→67歳)等)
2014年	2014年改革(満額拠出期間の延長(2035年までに41.5年→43年)、段階的な保険料引上げ等)
2018年	自営業者社会制度の廃止(2年間の経過措置後に一般制度へ統合)

アメリカの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金（社会保険方式）

- 被保険者(2018年末) … 被用者及び年間所得400ドル(約4.5万円)以上の自営業者
 - ※ 年金支給の根拠となる保険料記録(単位:四半期)は、年間の所得に基づき付与され、その基準は、保険料記録1単位当たり1,320ドル(約14.9万円)(年間最大4単位まで付与される)。
- 保険料率(2018年末) … 被用者 :12.4%(労:6.2%、使:6.2%)
自営業者:12.4%
- 支給開始年齢(2018年末) … 66歳(2027年までに67歳に引上げ予定)
 - ※62歳から繰上げ受給、70歳まで繰下げ受給可能
- 最低加入期間(老齢給付) … 40四半期(10年相当)
- 財政方式 … 賦課方式
- 国庫負担 … 原則なし

※換算レートは2018年12月中に適用された基準外国為替相場(1米ドル=113円)による。

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式) 基本年金=0.9A+0.32B+0.15C (月額) (2018年)

A: 平均所得月額の895ドル(約10.1万円)までの分

B: 平均所得月額の895ドル(約10.1万円)超5,397ドル(約61.0万円)までの分

C: 平均所得月額の5,397ドル(約61.0万円)超の分

※ 平均所得月額は、賦課対象となった生涯所得(再評価後)のうち、最も高い35年間分を平均して月額にしたもの。

(家族への給付)

被扶養配偶者(原則62歳以上)や18歳未満の子等に、被保険者本人の受給額の50%が支給される。

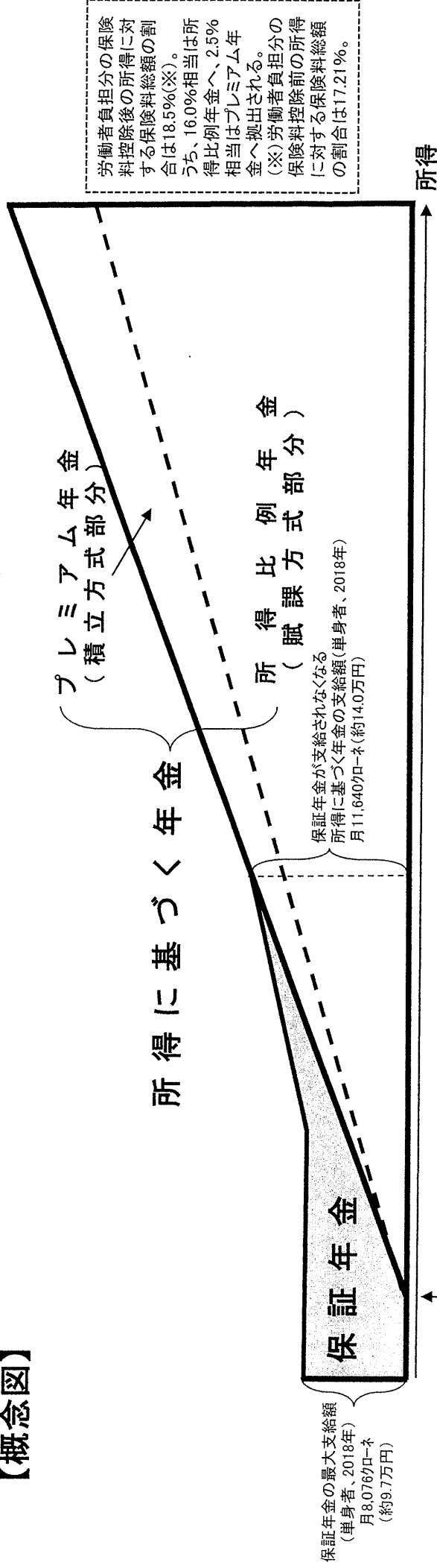
※ 本人と被扶養者の年金額の合計が過大にならないように、家族への給付には上限が設けられている。

【沿革】

1935年	社会保障法制定
1937年	老齢・遺族・障害保険制度(OASDI) 発足
1950年	OASDI制度適用範囲の拡大 (非農業自営業者等への強制適用)
1954年	OASDI制度適用範囲の拡大 (自営農業者等への強制適用)
1983年	社会保障改正法成立 <ul style="list-style-type: none">・社会保障税率の引上げ(OASDIにかかる保険料率については1984年から5.4%(労使折半)→5.7%(労使折半)へ)・OASDI制度適用範囲の拡大 (国家及び地方公務員、NPO職員 等)・支給開始年齢の段階的引上げ(65歳から2009年に66歳、2027年に67歳へ) 等
1990年	保険料率を12.4%(労使折半)へ(現在まで維持)

スウェーデンの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

○ 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
 ○ 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

- 被保険者 (2018年末) … 年間所得が19,247クローネ (約23.1万円) 以上の者
- 保険料率 (2018年末) … 被用者: 17.21% (労: 7%、使: 10.21%) 自営業者: 17.21%
 - ※ 上記は老齢年金の保険料率。遺族/障害年金の保険料は、事業主又は自営業者のみ負担
- 支給開始年齢 (2018年末) … 所得に基づく年金: 65歳以降で受給者自ら受給開始時期を選択
 保証年金: 65歳
- 最低加入期間 … 所得に基づく年金: なし
- 財政方式 … 保証年金: 3年以上のEU諸国等 (うち1年以上はスウェーデン) での居住が必要
 所得に基づく年金: 賦課方式 (プレミアム年金は積立方式)
- 国庫負担 … 保証年金: 税方式
 所得に基づく年金: 原則なし
 保証年金: 全額が国庫負担

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式)

○所得に基づく年金

① 所得比例年金(賦課方式部分): $(\text{個人納付保険料総額} + \text{みなし運用益}^{※2}) / \text{除数}^{※1}) / \text{除数}^{※2}$ ……概念上の拠出建て

(※1) 名目平均所得上昇率、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配したもの、管理費等を踏まえて、毎年設定される。

(※2) それぞれの生まれ年ごとに、退職時の平均余命を、将来における実質所得上昇率で調整して算出した数値。

② プレミアム年金(積立方式部分): $(\text{個人納付保険料総額} + \text{運用益}^{※3})$ を保険数理的に計算したもの……通常の拠出建て

(※3) 実際の保険料の運用益に、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配したものを加え、管理費を差し引いたもの。

○保証年金 ※EU諸国等に居住している場合にのみ支給。

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の1.26倍未満の場合〉

・ 所得に基づく年金と保証年金との合計額が、月8,076クローネ(約9.7万円)となるように、保証年金を支給。

・ 保証年金の額 = (物価基礎額 × 2.13 - 所得に基づく年金の額) × 居住年数 / 40

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の1.26倍以上、3.07倍未満の場合〉

・ 所得に基づく年金の額の増加に伴い、上乘せされる保証年金の額が少なくなるように、保証年金を支給。

・ 保証年金の額 = [物価基礎額 × 0.87 - (所得に基づく年金の額 - 物価基礎額 × 1.26) × 0.48] × 居住年数 / 40

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の3.07倍以上の場合〉

・ 保証年金は支給されない

※ 物価基礎額は、45,500クローネ(約54.6万円)(2018年時点)

※ EU諸国等に40年居住で満額支給。

※ 上記は単身者の場合。既婚者の場合は、それぞれ給付額の一部が減額されるほか、所得に基づく年金の額が物価基礎額の約2.72倍以上の場合には、保証年金は支給されない。

【沿革】

1913年	年金保険法制定
1948年	基礎年金制度発足
1960年	付加年金制度発足
1977年	支給開始年齢の引下げ (67歳から65歳へ)
1999年	年金改革法の段階的施行 (所得に基づく年金(2001年から給付開始)、保証年金(2003年から給付開始)の導入)
2002年	自動財政均衡メカニズムの導入